

[事例問題1] (50点)

【問題】

問1 起案

被告訴訟代理人の立場に立って、別紙1（甲第2号証・特許公報）、別紙2（訴状）、別紙3（被告代表者（丙川次郎）の言い分）に基づいて、別紙4（答弁書）の空欄1～11に記載すべき文章を起案してください。

なお、以下の注に留意してください。

注1 現在施行されている法令と現在存在する全ての判例に基づいて起案してください。

注2 甲第1号証、及び、甲第3号証の添付は、省略しています。

注3 空欄の大きさは、解答すべき内容及び分量と関係ありません。

注4 この問題の事例は、架空の事案です。

問2 小問

(1) 以下の空欄A～Hを補充してください。なお、空欄の大きさは、解答すべき内容及び分量と関係ありません。また、以下ア、イは相互に独立した設問です。

ア A社は、B社を被告として、その保有する特許権に基づき損害賠償請求をしたところ、裁判所において1000万円の損害賠償請求権が認められ、確定した。B社は、A社に対して、既に弁済期が到来している1000万円の売掛債権を有している。この場合、A社は、B社に対して、B社のA社に対する売掛債権が弁済期を迎えていなかった場合において、損害賠償請求債権と売掛債権を相殺することがA。これは、Bに基づく損害賠償債権をCとする相殺であること、また、民法505条は、双方の債務が弁済期にあることを要求しているが、売掛債権の債務者は自ら期限の利益をDすることが可能だからである。

イ C社は、D社との間で令和元年（2019年）6月1日に金2000万円を借入れる消費貸借契約を締結し、その弁済期限は令和5年（2023年）5月30日とされていた。C社は、平成25年（2013年）12月31日までD社が製造・販売していた製品aが、C社の保有する特許権を侵害していたことから、特許権に基づく損害賠償請求債権と貸付債権を対当額で相殺しようと考えた。なお、C社は、D社の特許権侵害の事実を遅くとも平成25年（2013年）12月31日には知っていた。C社のD社に対する損害賠償債権が2000万円認められるとして、C社は、損害賠償請求債権と貸付債権を相殺することがE。Fによって消滅した債権であっても相殺することが可能であるが、それは、

その消滅以前に ようになっていたことを要する。本件の損害賠償請求債権は に消滅時効が完成しており、その消滅以前に ようになっていたものではないからである。

(2) X社は、自己の保有する特許権（以下、「X特許権」という。）に基づき、Y社に対し、Y社が製造販売する製品（以下、「Y製品」という。）がX特許権を侵害するとして、Y製品の製造販売差止め請求及び3000万円の損害賠償請求訴訟を提起した。上記訴訟において、Y社は、「本件特許には無効理由 α があり、特許法第104条の3第1項によりX社は権利行使をすることができない」旨主張したが、裁判所は、X社の請求を認容する判決をしたことからY社は控訴した。そして、控訴審の弁論準備手続終結後、Y社は、「本件特許には無効理由 α だけでなく、無効理由 β もあるため、特許法第104条の3第1項によりX社は権利行使をすることができない」旨主張した。なお、無効理由 β についての引用例は、通常の調査を行えば容易に発見できるものである。

以上の事案を前提に、以下のア、イ、ウ各設問について解答してください。法律上の根拠は実定法上の根拠条文も引用してください。なお、以下のア、イ、ウは相互に独立した設問です。

ア Y社の無効理由 β の主張が口頭弁論終結の直前の段階で出された場合、X社は、Y社の主張に対して、民事訴訟法上、どのような根拠に基づく主張をすることができるかについて、法律上の根拠と理由を簡潔に解答してください。

イ Y社の無効理由 β の主張が控訴審の審理を徒に引き延ばすために出されたものと認められる事情がある場合、X社は、Y社の主張に対して、特許法上、どのような根拠に基づく主張をすることができるかについて、法律上の根拠と結論を簡潔に解答してください。

ウ X社のY社に対する3000万円の損害賠償請求は、X社の実際の損害額の総額は1億円であったが、本件訴訟の見通しを立てるためにまずは3000万円の請求を行ったものであった場合、控訴審係属中にX社が訴訟上、残額の7000万円の支払も請求する法律上の手続と根拠を簡潔に解答してください。

(別紙 1)
甲第 2 号証

(19) 日本国特許庁 (J P)

(12) 特 許 公 報 (B 2)

(11) 特許番号

特許第○○○○○○○○号

(P○○○○○○○○)

(45) 発行日 平成 27 年○月○日 (2015. ○. ○)

(24) 登録日 平成 27 年 4 月 10 日 (2015. 4. 10)

(51) Int.Cl.

F 1

(略)

(略)

請求項の数 1 (全 7 頁)

(21) 出願番号	特願 2009-000000 (P2008-000000)	(73) 特許権者	000000000
(22) 出願日	平成 21 年 9 月 14 日 (2009. 9. 14)		甲島工業株式会社
(65) 公開番号	特開 2011-000000 (P2011-000000A)		東京都江戸川区葛西○丁目○番○号
(43) 公開日	平成 23 年 4 月 21 日 (2011. 4. 21)	(74) 代理人	000000000
審査請求日	平成○○年○月○日 (200○. ○. ○)		弁理士 乙山 一郎
		(72) 発明者	○○ ○○
			東京都江戸川区葛西○丁目○番○号
		審査官	○○ ○○
			(略)

(54) 【発明の名称】 医療用軟質容器

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

少なくとも 2 枚の軟質プラスチックシートが貼りあわされることにより形成され、開閉式の開口部と、液状物を収容するための収容部とを含み、少なくとも一方の主面に液状物の量を示す目盛りが表示された、可撓性袋部材と、

前記可撓性袋部材に固定された排出用ポートと、

前記可撓性袋部材の両主面の各々に固定され、固定された前記軟質プラスチックシートとの間に、貫通路を形成する 1 対の開閉操作部と、を含むことを特徴とする医療用軟質容器。

【発明の詳細な説明】

10

【技術分野】

【0001】

本発明は、医療用軟質容器及びこれを用いた栄養供給システムに関する。

【背景技術】

【0002】

経口によらずに患者に栄養や薬剤を投与する方法の一例として経腸栄養法が知られている。経腸栄養法では、患者の鼻腔から胃又は十二指腸にまで通されたチューブを介して栄養剤、流動食、又は薬剤などの液状物が投与される。

【0003】

経腸栄養法

20

を行う際には、患者に投与する液状物を空の医療用軟質容器に予め注入する作業が必要である。

【0004】

図 5 は、従来の医療用軟質容器の一例の概略構成を示した斜視図であり、図 6 は、図 5 に示した医療用軟質容器の開口部を片手で把持しつつ、がま口状に開封した様子を示した図であり、図 7 は、図 5 に示した医療用軟質容器内に液状物を注いでいる様子を示した側面図である。

【0005】

この医療用軟質容器 100 は、収容部 300 と、収容部 300 内に収納された液状物を

取り出すための貫通孔が形成された排出口500とを備えている。収容部300は、柔軟な2枚のシートを重ね合わせて、それらの外周縁部をヒートシール（熱接着）により相互に接合してなる袋状物である。排出口500は収容部300を構成する上記シートに比べて相対的に硬い樹脂材料からなる。

【0006】

上記空の医療用軟質容器100への液状物の注入は以下のようにして行われる。つまり、次いで、図6に示されるように、開口部700を片手で把持しつつ、開口部700を開口する。この時、上記片手の手のひらは、2枚のシートのうちの片方のシートに面する。次いで、図7に示されるように、他方の手（図示せず）で、薬や栄養剤等の液状物が入った容器200等を持ち、開口部700の開口から収容部300内に液状物を注入する。

10

【0007】

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

しかし、上記従来の医療用軟質容器100への液状物の注入作業では、液状物の注入作業の開始から終了まで、開口部700を片手で把持した状態を保持しなければならない。このような非常に不安定な状態で液状物の注入を行うと、医療用軟質容器100を落としたり、開口部700の開口状態が保持できなくて液状物をこぼしてしまったりする恐れがあって、上記注入作業中に作業者が受ける負担が大きい。

【0008】

また、液状物の量を確認するための目盛りが収容部におけるシートの主面に表示されている場合があるが、この場合、図6及び図7に示されるような持ち方では目盛りが見づらい。

20

また、液状物の量を確認するための目盛りが収容部における片側の主面に表示されている場合は、右利きの使用者が左手の指を1対の開閉操作部に挿入したときは目盛りが表側に来るため目盛りが見やすいが、左利きの使用者が右手の指を1対の開閉操作部に挿入したときは目盛りが裏側に来るため目盛りが見づらい。

【0009】

本発明は、利き手にかかわらず、空の医療用軟質容器への液状物の注入が行い易く、しかも液状物の注入の最中に目盛りが見やすい医療用軟質容器を提供する。

【課題を解決するための手段】

30

【0010】

本発明の医療用軟質容器は、少なくとも2枚の軟質プラスチックシートが貼りあわされることにより形成され、開閉式の開口部と、液状物を収容するための収容部とを含み、少なくとも一方の主面に液状物の量を示す目盛りが表示された、可撓性袋部材と、前記可撓性袋部材に固定された排出用ポートと、前記可撓性袋部材の両主面の各々に固定され、固定された前記軟質プラスチックシートとの間に、前記可撓性袋部材の右側または左側から指を挿入するための貫通路を形成する1対の開閉操作部と、を含むことを特徴とする。

【発明の効果】

【0011】

本発明の医療用軟質容器は、可撓性袋部材の両主面の各々に固定され、固定された軟質プラスチックシートとの間に、開口部の右側または左側から指を挿入するための貫通路を形成する開閉操作部を備えているので、利き手にかかわらず、空の医療用軟質容器への液状物の注入が行い易いという効果を奏する。

40

【図面の簡単な説明】

【0012】

【図1】 図1は、本発明の実施形態1の医療用軟質容器の一例の概略構成を示した斜視図である。

【図2A】 図2Aは、図1に示された医療用軟質容器の正面図である。

【図2B】 図2Bは、図1に示された医療用軟質容器の側面図である。

【図3】 図3は、図1に示された医療用軟質容器を片手で把持し、その開口部を開口させ

50

た状態を示した側面図である。

【図4】図4は、図1に示された医療用軟質容器内に液状物を注いでいる様子を示した正面図である。

【図5】図5は、従来の医療用軟質容器の一例の概略構成を示した正面図である。

【図6】図6は、図5に示された医療用軟質容器の開口部を片手で把持し、その開口部を開口させた様子を示した図である。

【図7】図7は、図5に示された医療用軟質容器内に液状物を注いでいる様子を示した側面図である。

【発明を実施するための形態】

【0013】

以下、本発明の医療用軟質容器の一例について図面を用いて説明する。

【0014】

(実施形態1)

図1は、本発明の実施形態1の医療用軟質容器の一例の斜視図であり、図2Aは、図1に示された医療用軟質容器の正面図であり、図2Bは、図1に示された医療用軟質容器の側面図である。

【0015】

図1～図2Bに示された医療用軟質容器1は、開閉式の開口部4と、液状物を収容するための収容部21とを含む、平袋状の可撓性袋部材2と、可撓性袋部材2に固定された排出用ポート3とを備える。可撓性袋部材2は、その開口部4よりも上方に、医療用軟質容器1をスタンド等に吊り下げるための吊り下げ部6を有している。吊り下げ部6は、吊り下げ穴用6aを有する。

【0016】

可撓性袋部材2は、例えば、2枚の軟質プラスチックシート2a、2bを重ね、それらの外周縁部を相互に熱接着（ヒートシール）させることにより形成される。軟質プラスチックシート2aの主面の外側面には、可撓性袋部材2内に注入される液状物の量を確認するための目盛り2cが表示されている。以下、目盛り2cが表示された軟質プラスチックシート2aの主面、すなわち、可撓性袋部材2内に液状物が充填される際に、充填操作を行う作業者と向かい合う面を正面と称することとし、この正面を基準に左右の位置関係を説明する。可撓性袋部材2内に液状物が充填される際、開口部4は収納部21よりも上に位置する。

【0017】

排出用ポート3は、例えば、管状である。

【0018】

可撓性袋部材2の形状について特に制限はなく、例えば、長方形状、楕円形状等であってもよい。

【0019】

2枚の軟質プラスチックシート2a、2bの主面の外側面の各々には、各々開閉操作部5a、5bが固定されている。開閉操作部5a、5bは、例えば、各々シート状物からなるが、軟質プラスチックシート2a、2bとの間に、開口部4の右側または左側から指を挿入するための貫通路7a、7b（図2B参照）が形成されるように、各々軟質プラスチックシート2a、2bに固定されている。すなわち、開閉操作部5a、5bを構成するシート状物の中央部がたるむように、各シート状物の上縁部51a、52a及び下縁部51b、52bが、各々軟質プラスチックシート2a、2bに固定されている。

【0020】

このように、開口部4に開閉操作部5a、5bが固定されていると、片方の貫通路7aに親指を、他方の貫通路7bに親指以外の指（例えば、人差し指）を挿入し、親指と人差し指とを各々遠ざけ、各々の指を開閉操作部5a、5bの内面に押し付けることにより、開口部4を構成する軟質プラスチックシート2a、2bを相互に引き離せば、図3に示されるように、開口部4が開いた状態を片手で維持できる。また、親指と人差し指は、貫

10

20

30

40

50

通路7 a、7 b (図2 B参照) 内に挿入されていることから、開口部4について開いた状態を安定かつ容易に維持できる。また、医療用軟質容器1を落としてしまったり、開口部4の開口状態が保持できなくて液状物をこぼしてしまったりする恐れが低減される。よって、医療用軟質容器1への液状物の注入作業中に作業者が受ける精神的及び肉体的な負担を低減できる。

【0021】

開閉操作部5 a、5 bの固定位置は、開口部4について開口した状態を維持できれば特に制限はない

【0022】

開閉操作部5 a、5 bの左右方向の幅W2 (図2 A参照) は、片手による開閉操作部5 a、5 bの操作が可能であれば特に制限はない。 10

【0023】

開口部4を開口させる操作の操作性を向上させる観点から、開閉操作部5 a、5 bの少なくとも一方には、その長手方向が上下方向に向いたスリット5 c等が形成されていると好ましい。

【0024】

また、図2 Aに示された例のように、開口部4が左右対称な形状をしている場合、スリット5 cは、開閉操作部5 a、5 bの、開口部4の幅方向の中央に対応する位置に形成され、かつ、その長手方向は、開口部4の幅方向と略直交していると、利き手の如何に関わらず操作性が変わらないという理由から、より好ましい。 20

【0025】

開閉操作部5 a、5 bの軟質プラスチックシート2 a、2 bへの固定方法について特に制限はなく、例えば、接着剤による接着、熱接着(ヒートシール)等が挙げられる。

【0026】

医療用軟質容器の保持は、図3に図示されるとおり、貫通路を形成する開閉操作部5 a、5 bに片手の指、例えば親指と人差し指を挿入して行われる。この場合、軟質容器の目盛りが設けられた主面が正面に向く。

【0027】

図4は、開口部4を開口させた状態で医療用軟質容器1を片手で保持しながら、液状物を収容部2 1内に注ぐ操作の様子を示している。医療用軟質容器1の正面は、作業者に面しており、医療用軟質容器1を保持している左手と、液状物が入った注入用の容器3 0を持つ右手(図示せず)が相互に対向しているため、液状物の注入の最中に目盛り2 cが見やすく、かつ、医療用軟質容器1への液状物の注入が行い易い。尚、図4に示された様子は、作業者の利き手が右手である場合を示している。 30

【0028】

なお、上記の実施例においては開閉操作部が貫通路を形成するものを示したが、片側から、たとえば左手の指のみを挿入して使用する前提であれば、開閉操作部は貫通してなくてもよく、挿入側の反対側が閉塞していてもよい。

【産業上の利用可能性】

【0029】

本発明では、経腸栄養法のみならず静脈栄養法においても好適に使用される医療用軟質容器を提供できる。 40

【符号の説明】

【0030】

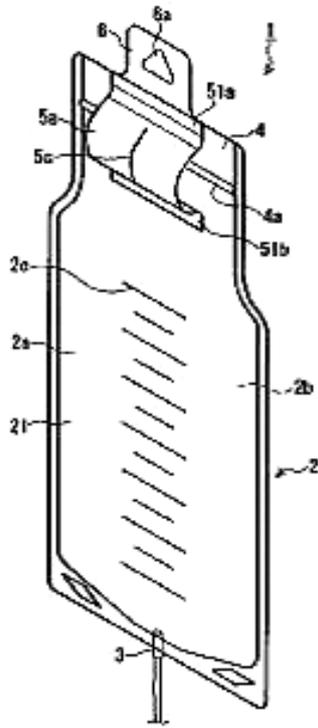
- 1……………医療用軟質容器
- 2……………可撓性袋部材
- 2 a、2 b……………軟質プラスチックシート
- 2 c……………目盛り
- 3……………排出用ポート
- 4……………開口部

(5)

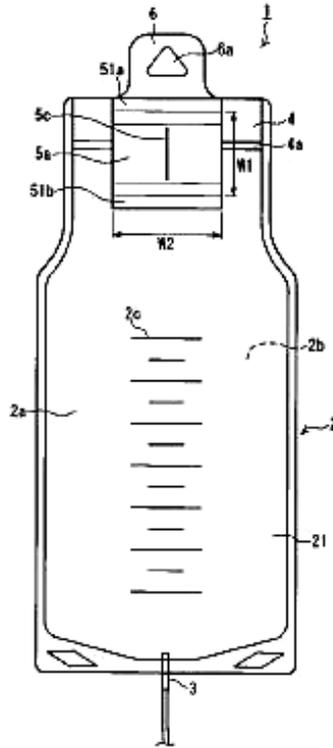
5 a、5 b…………開閉操作部
7 a、7 b…………貫通路
2 1…………収容部

(6)

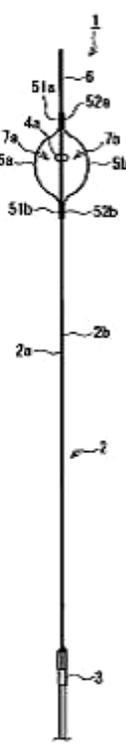
【図 1】



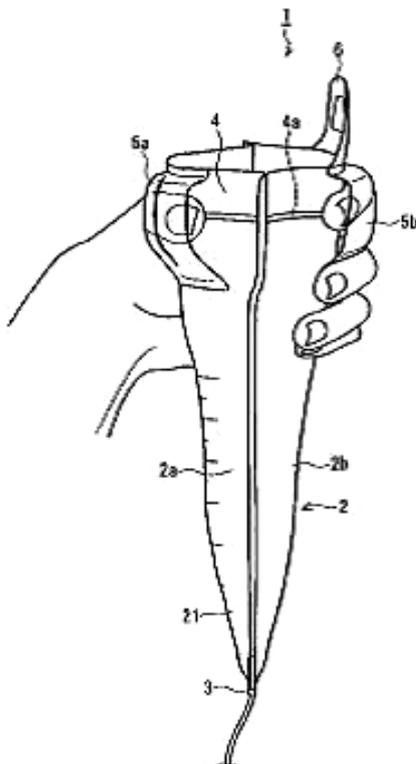
【図 2 A】



【図 2 B】



【図 3】

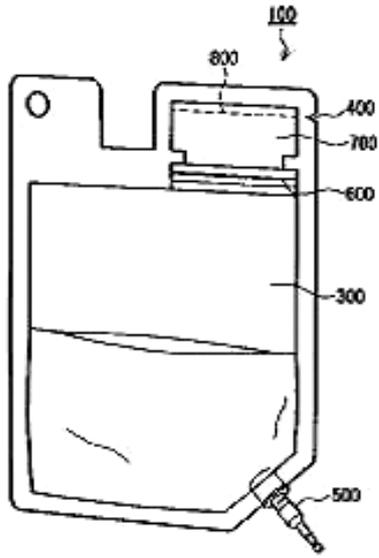


【図 4】

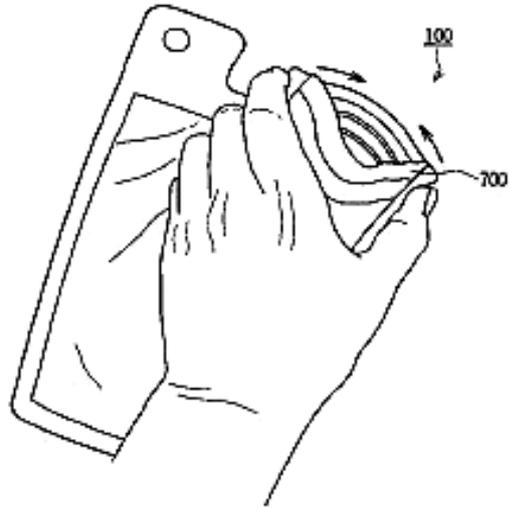


(7)

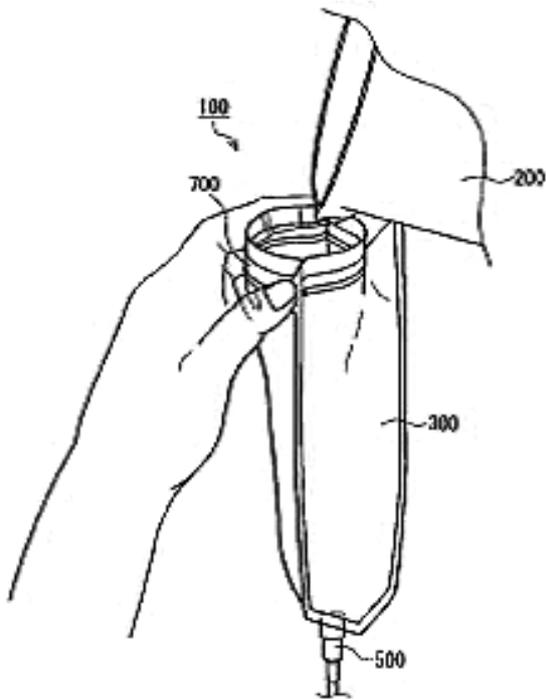
【图5】



【图6】



【图7】



訴 状

平成31年4月1日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人 弁護士 甲 野 一 郎 ⑩

同 弁理士 乙 山 一 郎 ⑩

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

東京都江戸川区葛西〇丁目〇番〇号

原 告 甲島工業株式会社

同代表者代表取締役 甲 島 太 郎

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号

甲野法律事務所 (送達場所)

電 話 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

F A X 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

原告訴訟代理人 弁護士 甲 野 一 郎

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号

乙山特許事務所

電 話 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

F A X 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

原告訴訟代理人 弁理士 乙 山 一 郎

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

東京都八王子市旭町〇丁目〇番地

被 告 株式会社丙川産業

同代表者代表取締役 丙 川 次 郎

特許権侵害行為差止等請求事件

訴訟物の価額 金〇〇〇〇万円

貼用印紙額 金〇〇〇〇円

請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、別紙被告物件目録記載の物件を製造し、販売し、輸出し、販売のために展示してはならない。
 - 2 被告は、前項の物件を廃棄せよ。
 - 3 被告は、原告に対し、金3億円及びこれに対する本訴状送達日の翌日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
 - 4 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに仮執行宣言を求める。

請 求 の 原 因

第1 当事者

- 1 原告は、医療機器や医薬品の製造・販売等を行う株式会社である。
- 2 被告は、医療機器の製造・販売、輸出等を行う株式会社である。

第2 原告の特許権

原告は、次の特許権（以下「本件特許権」といい、その請求項1記載の発明を「本件特許発明」という。）を有する（甲1及び甲2）。

特許番号 特許第〇〇〇〇〇〇〇〇号

発明の名称 医療用軟質容器

出願日 平成21年9月14日（特願2009-000000）

公開日 平成23年4月21日（特開2011-000000）

登録日 平成27年4月10日

第3 本件特許発明

1 特許請求の範囲

本件特許権の特許請求の範囲の請求項1の記載は、以下のとおりである。

【請求項1】

「少なくとも2枚の軟質プラスチックシートが貼りあわされることにより形成され、開閉式の開口部と、液状物を収容するための収容部とを含み、少なくとも一方の主面に液状物の量を示す目盛りが表示された、可撓性袋部材と、前記可撓性袋部材に固定された排出用ポートと、前記可撓性袋部材の両主面の各々に固定され、固定された前記軟質プラスチックシートとの間に、貫通路を形成する1対の開閉操作部と、を含むことを特徴とする医療用軟質容器。」

2 構成要件への分説

本件特許発明を構成要件に分説すると、以下のとおりである。

- A 少なくとも2枚の軟質プラスチックシートが貼りあわされることにより形成され、
- B 開閉式の開口部と、
- C 液状物を収容するための収容部とを含み、
- D 少なくとも一方の主面に液状物の量を示す目盛りが表示された、可撓性袋部材と、
- E 前記可撓性袋部材に固定された排出用ポートと、
- F 前記可撓性袋部材の両主面の各々に固定され、固定された前記軟質プラスチックシートとの間に、前記可撓性袋部材の右側または左側から指を挿入するための貫通路を形成する1対の開閉操作部と、を含む
- G ことを特徴とする医療用軟質容器。

3 本件特許発明

本件特許発明は、本件特許公報（甲2）の明細書中の発明の詳細な説明及び図面の記載によれば、以下のとおりである。

(1) 〔技術分野〕

本発明は、医療用軟質容器及びこれを用いた栄養供給システムに関する。（甲2、段落【0001】）

(2) 〔発明が解決しようとする課題〕

…上記従来の医療用軟質容器100への液状物の注入作業では、液状物の注入作業の開始から終了まで、開口部700を片手で把持した状態を保持しなければならない。このような非常に不安定な状態で液状物の注入を行うと、医療用軟質容器100を落としてしまったり、開口部700の開口状態が保持できなくて液状物をこぼしてしまったりする恐れがあって、上記注入作業中に作業者が受ける負担が大きい。（甲2、段落【0007】）

また、液状物の量を確認するための目盛りが収容部におけるシートの主面に表示されている場合があるが、この場合、図6及び図7に示されるような持ち方では目盛りが見づらい。（甲2、段落【0008】）

本発明は、空の医療用軟質容器への液状物の注入が行い易く、しかも液状物の注入の最中に目盛りが見やすい医療用軟質容器を提供する。（甲2、段落【0009】）

(3) 〔発明の効果〕

本発明の医療用軟質容器は、可撓性袋部材の両主面の各々に固定され、固定された軟質プラスチックシートとの間に、開口部の右側または左側から指を挿入するための貫通路を形成する開閉操作部を備えているので、空の医療用軟質容器への液状物の注入が行い易く、しかも液状物の注入の最中に目盛りが見やすい。且つ、密閉性が高く液状物がこぼれにくいという効果を奏する。（甲2、段落【0011】）

第4 被告の行為

被告は、遅くとも平成27年4月10日から、別紙被告物件目録記載の物件（以下、「被告製品」という。）を業として製造し、販売し、輸出し、販売のために展示している（甲3）。

第5 被告製品が本件特許発明の技術的範囲に属すること

1 被告製品の構成

被告製品は、別紙被告製品説明書に記載のとおり、以下の構成を有する。

- a 2枚の軟質プラスチックシートが貼りあわされて形成されている可撓性袋部材を有する。
- b 前記可撓性袋部材は、上部にジップにより開閉自在とする開閉式の開口部を有する。
- c 前記可撓性袋部材は、下部に経腸栄養法で使用される液状物を収容するための収容部を有する。
- d 前記可撓性袋部材は、片方の主面に前記液状物の量を示す目盛りが表示された可撓性袋部材である。
- e 前記可撓性袋部材の下部に、排出用ポートが固定されている。
- f 前記可撓性袋部材の両主面の各々に前記可撓性袋部材の左側（表裏を裏返しにすれば右側）から指を挿入するための、上縁部及び下縁部を含む周縁部が其々前記2枚の軟質プラスチックシートに固定された貫通する1対のシート状の開閉操作部を含み、前記1対の開閉操作部は、其々、前記開口部に固定されている。
- g 医療用軟質容器である。

2 本件特許発明と被告製品の対比（文言侵害）

（1）構成要件Aの充足性

被告製品は、2枚の軟質プラスチックシートが貼りあわされることで形成さ

れているから、構成要件Aを充足する。

(2) 構成要件Bの充足性

被告製品の可撓性袋部材は、上部にジップにより開閉自在とする開閉式の開口部を有するから、構成要件Bを充足する。

(3) 構成要件Cの充足性

被告製品の可撓性袋部材は、下部に経腸栄養法で使用される液状物を収容するための収容部を有するから、構成要件Cを充足する。

(4) 構成要件Dの充足性

被告製品の可撓性袋部材は、片方の主面に前記液状物の量を示す目盛りが表示された可撓性袋部材であるから、構成要件Dを充足する。

(5) 構成要件Eの充足性

被告製品の可撓性袋部材の下部に、排出用ポートが固定されているから、構成要件Eを充足する。

(6) 構成要件Fの充足性

被告製品の可撓性袋部材の両主面の各々には、前記可撓性袋部材の左側（表裏を裏返しにすれば右側）から指を挿入するための、上縁部及び下縁部を含む周縁部が其々前記2枚の軟質プラスチックシートに固定された1対のシート状の開閉操作部を含み、前記1対の開閉操作部は、其々前記開口部に固定されているところ、この上縁部及び下縁部を含む周縁部は、指を挿入する側と反対側にも1cm程度の小さな丸い切り欠き（貫通孔）が設けられているから、「指を挿入するための貫通路」に相当する。したがって、被告製品は、構成要件Fを充足する。

(7) 構成要件Gの充足性

被告製品は、医療用軟質容器であるから、構成要件Gを充足する。

(8) 小括

以上に述べたとおり、被告製品は、本件特許発明の構成要件A～Gを充足するものであるから、本件特許発明の技術的範囲に属する。

3 予備的主張（均等侵害）

(1) 構成要件Fについて、仮に、被告製品の「1対の開閉操作部」を構成する上縁部及び下縁部を含む周縁部が、可撓性袋部材の左側（表裏を裏返しにすれば右側）からのみ指を挿入可能であり、反対側からは指を挿入することが出来ないことを理由に、「指を挿入するための貫通路」に相当する構成を有せず構成要件Fを文言上充足しないと解釈した場合であっても、以下のとおり均等論の5要件（ボールスプライン最高裁判決（最高裁平成10年2月24日第三小法廷判決））を充足するから、均等侵害が成立する。

(2) 第1要件について

（省略）

(3) 第2要件について

（省略）

(4) 第3要件について

（省略）

(5) 第4要件について

（省略）

(6) 第5要件について

（省略）

(7) 小括

以上のとおりであるから、仮に被告製品が構成要件Fを文言上充足せず、文言非充足であったとしても、均等侵害が成立する。

第6 損害賠償請求権（特許法102条1項）

前記のとおり、被告は、遅くとも（本件特許の登録日である）平成27年4月10日以降、本件特許発明の技術的範囲に属する被告製品を製造販売しており、本訴訟提起時までの被告製品の売上高は、合計金15億円を下らない。

また、原告が遅くとも平成27年4月10日以降販売しており、被告製品と市場

で競合する医療用プラスチック容器「YYY」（以下、「原告製品」という。）について、原告製品の1台当たりの限界利益率は少なくとも20%を下らない。

したがって、被告による本件特許権の侵害により原告が受けた損害の額は、特許法102条1項により、少なくとも金3億円を下らない。

第7 結語

●●●（省略）●●●

以 上

証 拠 方 法

原告証拠説明書（1）記載のとおり

添 付 書 類

1	訴状副本	1 通
2	甲号証（甲1、甲2、甲3）写し	各1 通
3	原告証拠説明書（1）	各1 通
4	資格証明書	2 通
5	訴訟委任状	1 通
6	特定侵害訴訟代理業務付記証書写し	1 通
7	訴額計算書	1 通

(別紙)

被告物件目録

製品名 医療用プラスチック容器「ZZZ」

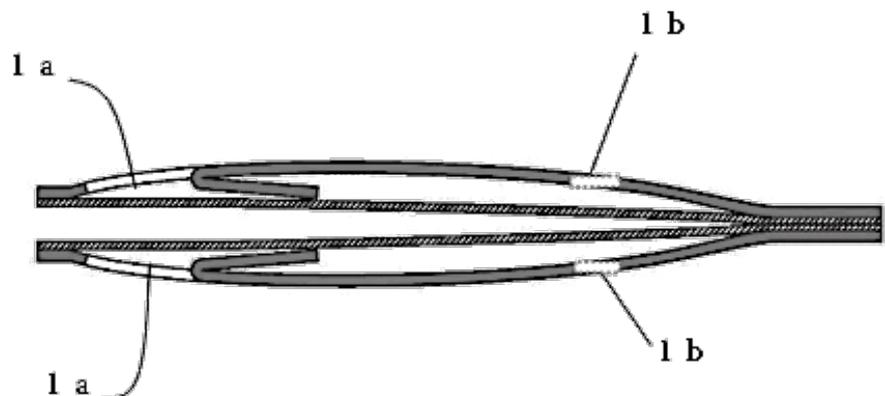
(別紙)

被告製品説明書

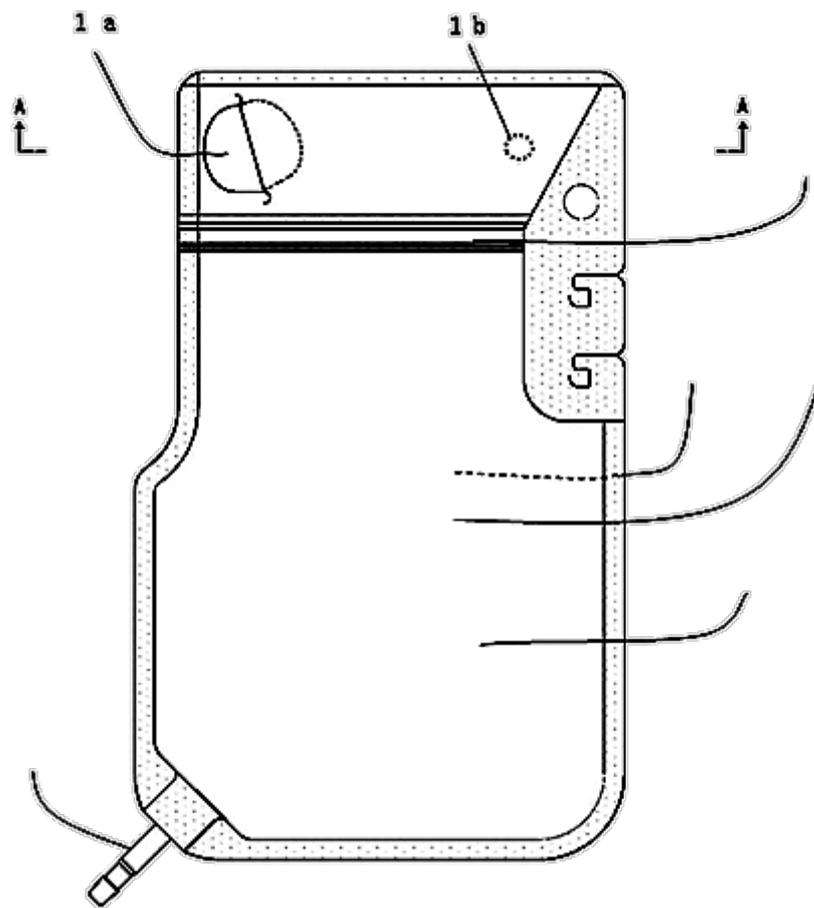
1. 被告製品の構成は、以下のとおりである。
 - a 2枚の軟質プラスチックシートが貼りあわされて形成されている可撓性袋部材を有する。
 - b 前記可撓性袋部材は、上部にジップにより開閉自在とする開閉式の開口部を有する。
 - c 前記可撓性袋部材は、下部に経腸栄養法で使用される液状物を収容するための収容部を有する。
 - d 前記可撓性袋部材は、片方の主面に前記液状物の量を示す目盛りが表示された可撓性袋部材である。
 - e 前記可撓性袋部材の下部に、排出用ポートが固定されている。
 - f 前記可撓性袋部材の両主面の各々に前記可撓性袋部材の左側（表裏を裏返しにすれば右側）から指を挿入するための、上縁部及び下縁部を含む周縁部が其々前記2枚の軟質プラスチックシートに固定された、貫通孔1 a、1 bにより貫通する1対のシート状の開閉操作部を含み、前記1対の開閉操作部は、其々、前記開口部に固定されている
 - g 医療用軟質容器である。

2. 被告製品を図示すると、以下のとおりである。

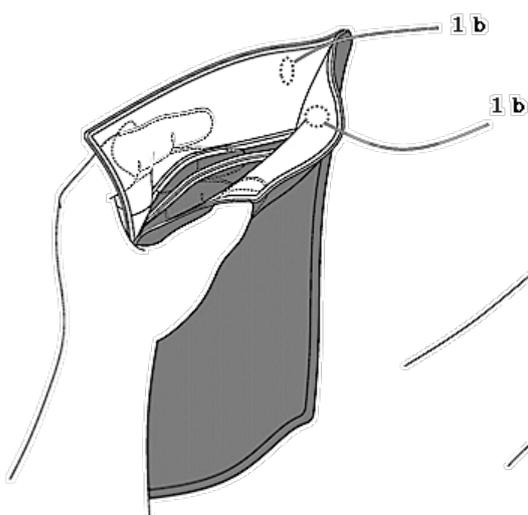
(正面図の
「A - A断面図」)



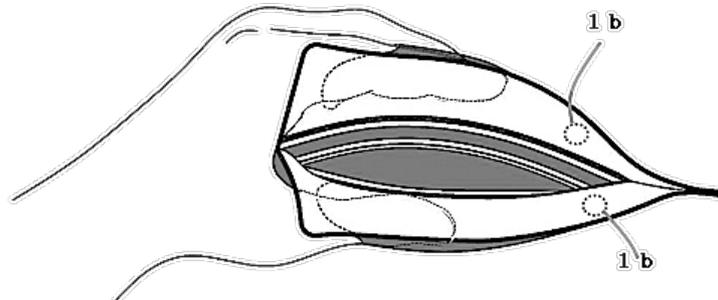
(正面図)



(開口部を開けた状態を示す斜視図)



(開口部を開けた状態を示す上面図)



被告代表者（丙川次郎）の言い分

- 1 私は、株式会社丙川産業の代表者です。
当社は、医療機器の製造・販売、輸出等を行う株式会社です。
本日は、当社のライバル会社である甲島工業株式会社から特許権侵害行為差止等請求事件を提起された件で相談に伺いました。
- 2 当社が、医療用プラスチック容器「Z Z Z」を平成27年4月10日から、業として製造し、販売し、輸出し、販売のために展示していることは、間違いありません。
もっとも、当社が医療用プラスチック容器「Z Z Z」を製造等する行為は、本件特許権の文言侵害にも、均等侵害にも当たらないと考えています。なぜなら、「Z Z Z」は、片側からしか指を挿入することができないからです。当社製品のZ Z Zは、訴状添付の図面のとおりであり、反対側には、1 c m程度の小さな丸い切り欠きが設けられていますが、これは通気用に設けたものであり、指を挿入するためのものではありませんし、実際、指を挿入することは不可能です。他の構成要件については、特に争うべき箇所は見当たりません。
以下に、私の言い分をお伝えします。
- 3 文言充足、均等論の主張に対しては、十分に反論できるものと思います。
なお、本件特許発明が従来技術と較べて新しい点は、本件特許明細書中の発明の詳細な説明に記載されているとおりです。
- 4 本件特許明細書中の発明の詳細な説明を見ると、挿入側の反対側が閉塞しているもよいと記載されております。この点について、均等論との関係で、何か主張してもらいたいと思います。
- 5 当社製品「Z Z Z」のように、片側のみからしか指を挿入することができず、反対側から指が入らない通気口が設けられた構成は、本件特許発明の貫通路に係る課題を解決できないと思います。そもそも、明細書を見ると、利き手によらず右からも左からも指を挿入できどちらの場合も目盛りが見やすいというような課題や作用効果をうたっていますが、特許請求の範囲における単に「貫通路を形成」という記載だけでこのような課題が解決できるかも疑問です。
この点についても何か主張できないでしょうか。
- 6 損害賠償額については、被告製品「Z Z Z」と市場において競合する医療用プラ

スチック容器は、原告製品「YYY」のみならず、本件特許発明の技術的範囲に含まれないA社製品「AAA」、B社製品「BBB」、C社製品「CCC」があるところ、これら5製品の価格、性能（機能、デザイン等特許発明以外の特徴）は同じであり、市場シェアは、被告製品「ZZZ」が10%、原告製品「YYY」が30%、A社製品が30%、B社製品が15%、C社製品が15%です。なお、原告及び被告を含む5社は、業務態様等に相違はないため市場は同一であるといえますし、営業努力（ブランド力、宣伝広告）も同程度です。

このような各社製品のシェアを考えると、仮に被告製品が売れなくなっても、原告製品がその分だけ売上げを伸ばすという関係には立たないと思います。

答弁書においては、この点について損害論も反論し、損害額が低くなるように答弁して下さい。その他、損害額が高くなる方向の議論があるとしても、決して記載しないで下さい。

以 上

平成31年(ワ)第〇〇〇〇号 特許権侵害行為差止等請求事件 副本直送済

原告 甲島工業株式会社

被告 株式会社丙川産業

答 弁 書

令和元年5月20日

東京地方裁判所民事第29部 御中

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号

戊原法律事務所(送達場所)

被告訴訟代理人 弁護士 戊原三郎 ⑩

電話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

東京都港区虎ノ門〇丁目〇番〇号

丁田特許事務所

被告訴訟代理人 弁理士 丁田花子 ⑩

電話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

第1 請求の趣旨に対する答弁

空欄1

との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

- 1 請求の原因第1（当事者）は、認める。
- 2 請求の原因第2（原告の特許権）は、認める。
- 3 請求の原因第3（本件特許発明）については、本件明細書（甲2）の請求項1及び発明の詳細な説明にそのような記載が存在することは認める。
- 4 請求の原因第4（被告の行為）は、認める。
- 5 請求の原因第5（被告製品が本件特許発明の技術的範囲に属すること）について
 - (1) 1項（被告製品の構成）について
原告が主張する被告製品の構成a～e及びgは認め、構成fは否認する。
被告製品の構成fは、以下のように特定されるべきである。

空欄2

- (2) 2項（本件特許発明と被告製品の対比（文言侵害））について
構成要件A～E及びGについては認め、構成要件Fについては否認する。
 - (3) 3項（予備的主張（均等侵害））について
否認ないし争う。
- 6 請求の原因第6項（損害賠償請求権（特許法102条1項））は、否認ないし争う。
- 7 請求の原因第7項（結語）は、争う。

第3 被告の主張

- 1 被告製品の構成
被告製品の構成は、本答弁書第2. 5（1）のとおり特定されるべきである。
- 2 構成要件Fの文言非充足
 - (1) クレーム文言解釈（特許法70条1項、2項）

空欄 3

(2) 小括

したがって、被告製品における、1対の開閉操作部は、本件特許発明における「貫通路を形成する」（構成要件F）ものではない。

3 構成要件Fの均等非充足

(1) 均等論の第1要件

均等論の第1要件は、「対象製品等との相違部分が特許発明の本質的部分ではないこと（非本質的部分）」という内容である（ボールスプライン事件・最高裁判決（最高裁平成10年2月24日第三小法廷判決））。

特許発明の本質的部分とは、以下のように解釈されている。

すなわち、特許発明における本質的部分とは、

空欄 4

これを本件に当てはめると以下のとおりとなる。

空欄 5

(2) 均等論の第2要件

均等論の第2要件は、「相違部分を対象製品等におけるものと置き換えても、特許発明の目的を達成することができ、同一の作用効果を奏すること（置換可能性、作用効果の同一性）」という内容である。

本件について見ると、…（省略）…

(3) 均等論の第3要件

均等論の第3要件は、「相違部分を対象製品等におけるものと置き換えるこ

とが、対象製品等の製造等の時点において容易に想到できたこと（置換容易性）」という内容である。

本件について見ると、…（省略）…

(4) 均等論の第4要件

均等論の第4要件は、「対象製品等が、特許発明の出願時における公知技術と同一、または公知技術から容易に推考できたものではないこと」という内容である。

本件について見ると、…（省略）…

(5) 均等論の第5要件

均等論の第5要件は、「対象製品等が特許発明の出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たるなどの特段の事情がないこと」という内容である。

この要件について、マキサカルシトール最高裁判決（最高裁平成29年3月24日第二小法廷判決）は、以下の趣旨の判示をしている。

空欄6

これを本件についてあてはめると、以下のとおりである。

空欄7

よって、本件においては、均等論の第5要件を満たさない。

4 無効の抗弁（特許法36条6項1号）

(1) 仮に、被告製品のように、1対の開閉操作部が左右の一方からしか指を挿入できず、反対側の通気孔からは指を挿入できない構成も「貫通路」に相当するとすれば、本件特許はサポート要件違反の無効理由を有しており、本件特許は特許無効審判において無効とされるべきものであるから、本件特許権に基づく

権利行使は制限される（特許法104条の3第1項）。

特許請求の範囲の記載は、特許を受けようとする発明が明細書の発明な詳細な説明に記載されたものでなければならぬところ（サポート要件）、特許請求の範囲の記載が、サポート要件に適合するか否かの判断基準は、以下のとおり解されている。

空欄8

(2) これを本件に当てはめると以下のとおりである。

仮に、被告製品のように、1対の開閉操作部が左右の一方からしか指を挿入できず、反対側の通気孔からは指を挿入できない構成も「貫通路」に相当するとすれば、以下のようになる。すなわち、

空欄9

5 損害額の減額要素について

(1) 原告は、特許法102条1項に基づいて、被告製品の売上高（15億円）に原告製品の1台当たりの限界利益率（20%）を乗じた額として、合計3億円を請求している。

しかしながら、原告が主張する侵害論が認められたと仮定し、原告が主張する被告製品の売上高及び原告製品の1台当たりの限界利益率を前提としても、以下のとおり、損害額は一部控除される。

空欄10

したがって、原告が主張する侵害論が認められたと仮定し、原告が主張する被告製品の売上高及び原告製品の1台当たりの限界利益率を前提としても、特

許法102条1項に基づく損害額は、である。

第4 まとめ

●●● (省略) ●●●

以上

添付書類

(省略)